

報告第 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成 18 年 3 月 7 日議決）により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

専決第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成18年3月7日議決）により、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解することについて、専決処分する。

令和7年6月20日

那須烏山市長 川 俣 純 子

1 相手方

市内の個人

2 事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和7年2月6日

(2) 事故発生場所 那須烏山市小木須192-1(国見峠第3駐車場前)

(3) 事故の状況 令和7年2月6日午後2時31分頃、那須烏山市小木須192-1(国見峠第3駐車場前)において、職員が運転する公用車が走行中、道路の中央を越えて相手方の車がこちらに向かってきたので、減速して左に寄せたがそのまま接触し、損害が発生したものである。

3 損害賠償額

235,466円

4 和解の内容

(1) 市の過失割合を25%とし、市は、相手方に対し、相手方車両の修理費用941,864円に市の過失割合25%を乗じた235,466円を損害賠償金として支払うものとする。

(2) 市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議及び請求の申立てをしないものとする。

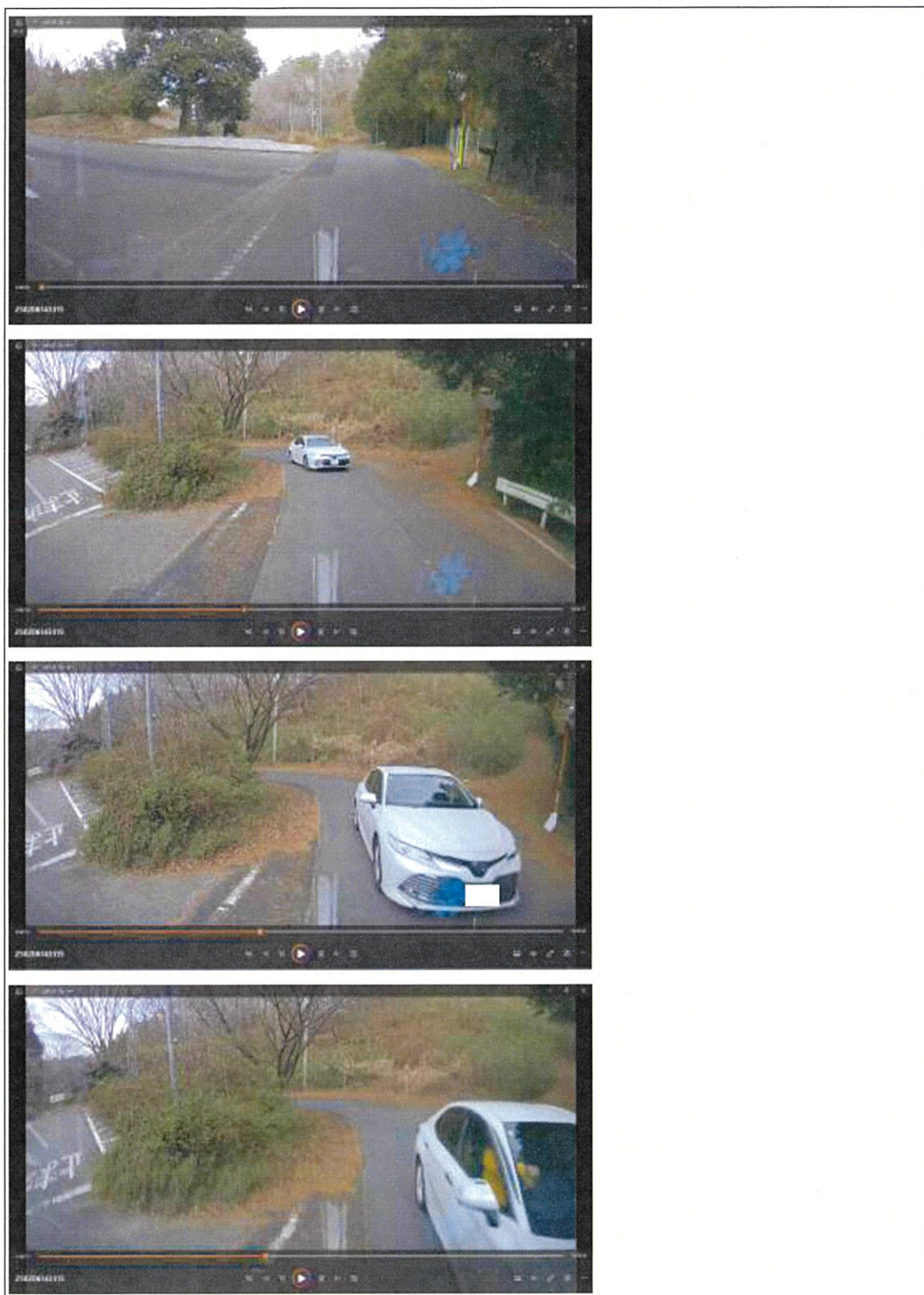
参考写真



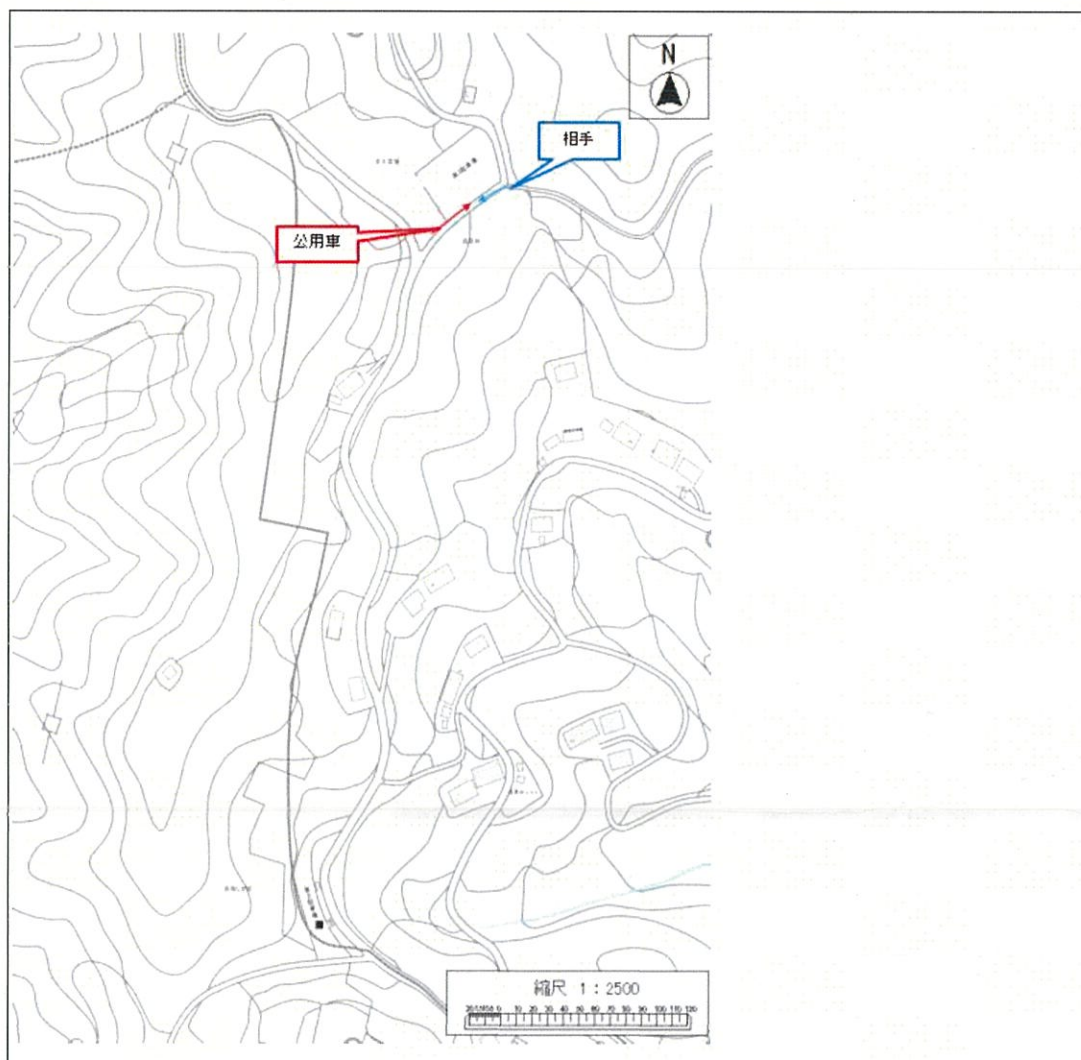
説明 公用車損傷部位（右フロントフェンダー、右後タイヤホイール）



説明 相手車損傷部位（右フロントフェンダー）



説明 公用車登載ドライブレコーダー記録



説明 事故発生地点